

議員活動報告

第13号 平成30年10月14日 発行

気仙沼市議会議員 熊谷 雅 裕

みやこや 熊谷まさひろ 事務所

気仙沼市高井21-5 0226-28-2938

平成30年9月定例議会が9月7日から10月1日までの会期で行われました。議案48件、行政報告1件、報告12件が審議され、すべて原案通りに可決されました。

9月定例議会の主な議案は一般会計、特別会計、事業会計の平成29年度決算認定が中心で13議案、3日間審査され、そして30年度補正予算が10件あり、報告についても水道、病院等の事業会計継続費清算報告書や、市が関係する大島汽船、ケーブルネットワーク等の経営状況についてなど、平成29年度決算に関する報告が8件ありました。 9月定例議会は市の財政に関連した議案が半数を占めます。

9月定例議会一般質問者数は15名

今議会の一般質問者は4月に当選した新人4人が全員初質問を行っており、15名となりました。4月の改選後の最初の6月定例議会では代表質問3名、一般質問6名でした。

代表質問は選挙後の初議会と毎年度末の2月定例議会で行われ、他の6月、9月、12月の定例議会では一人1時間の一般質問だけとなります。代表質問は会派の代表が行うので基本的には会派から一人だけとなりますが、代表者以外も一般質問できます。

今議会の一般質問者は会派未来(8名)から8名、新風の会(4名)から2名、市民の声(5名)から1名、無会派(議長以外6名)から4名の計15名が行いました。会派未来は所属する8名の議員全員が一般質問を行いました。会派全員が行うことは過去には無かったと思われ。この会派は会長以外の7名が当選回数1回2回の議員です。今議会の一般質問は私を加えると15名中8名が、当選回数1回2回の議員で行われたこととなります。

前任期中の質問者数は延べ163人、定例議会は4年で16回、平均10名ほどです。

16回の定例議会すべてで一般質問を行った議員は2名、一度も行わなかった議員が2名おります。私は一度行ったのですが、その後は残念ながら九度一般質問を封じられました。

議員は市民の声を市政に届ける大事な仕事を承っています。今回は多くの議員が一般質問を行いました。 私は全議員が毎回必ず一般質問をすべきだと考えます。

大島架橋建設促進事業について

大島架橋建設は震災後の平成23年度に「気仙沼震災復興計画」に位置付けされ、翌24年度には(仮称)大島ウエルカムターミナルの基本構想が策定されました。さらに平成25年度に「宮城県離島振興計画」「大島ウエルカムターミナル基本計画策定」となりました。

ところが基本計画は策定されましたが、具体的な受け入れ態勢の構築は全くなされずに来て現在に至っています。何度も書いてきましたが道路整備、駐車場、トイレといったものが今現在なにも整備されていないのです。震災後7年半が経過し、大島で行われた事業は災害復旧と巨大防潮堤建設だけです。

計画では平成31年3月に橋が完成、開通、それと同時にウエルカムターミナルオープンとなっていました。が、昨年11月に県は突如、完成は2年遅れると発表しました。橋は31年春開通(日時未定)となるが、橋からの道路は2年遅れ、それに伴いウエルカムターミナルの完成も遅れるとの発表です。完成が遅れると島民の生活に大きな混乱を生じます。遅れるのは行政の怠慢以外のなにものでもないのですが、誰も責任を取りません。村井知事は「当初より遅れる様々な理由があったことをご理解いただきたい」と言って責任転嫁して終わりです。気仙沼市も同じで、完成の遅れに対して誰も責任は取りません。

今議会で平成29年度一般会計決算審査がありました。その中に【(仮称)大島ウエルカムターミナル整備事業】とあり、大島の観光の玄関口となる浦の浜地区において「産地直売所」「駐車場」「民間商業施設」などの機能を備えた「(仮称)大島ウエルカムターミナルを整備する。(実施内容及び成果)(仮称)大島ウエルカムターミナルにおける管理施設のための運営方針や運営組織のあり方について地元関係者を含む作業部会を設置し、検討を行った」とあって、その管理運営方針検討業務委託として、1261万5千円が支出されていました。「検討だけですか。具体的に決まったものはないのですか」と質問しましたが、決まったものはないのです。気仙沼市は1261万5千円もの税金を使って業務委託してなにも決まらない。無責任であり、税金の無駄使いとしか言えず、市は7年もかけて一体なにをしていたのか。完成が遅れるわけです。

今回の一般質問では大島架橋開通までの期間になにができるのか、大島の受け入れ態勢の中で特にトイレについて多くの質問を行いました。橋が開通すると多くの観光客が来ますが、一番の問題はトイレです。 これについては次ページに内容を書いています。

総務教育常任委員会で「議案第21号気仙沼債権管理条例制定について」が審議され、私は委員会で反対討論を行いました。しかし最終日の本会議場での反対討論が出来ませんでした。当日は台風の影響で船が欠航し大島から議会に行けず欠席となりました。本会議場で反対討論をしないと反対したことにはなりません。今議会は市の財政に関連した議案が多くあり、そのことでいろいろお知らせしたかったのですがまた改めて書きます。最終のページに発言しようとした反対討論を書いていますのでお読み下さい。

気仙沼大島大橋の共用開始前の施策について

一般質問の質問事項は表題として3項目、具体的内容として6項目をあげ質問しました。

- ① 架橋建設決定から現在に至るまで、受け入れ態勢の施策が行われずに来た理由を尋ねます。
- ② 昨年12月26日に三事業調整会議(県土木、漁港部、気仙沼市)が発足したがどうなっているのか。
- ③ (仮称)大島ウエルカムターミナル完成は橋の開通と同時ではなく、平成31年12月完成予定です。橋が開通してそれが完成する間、観光客はどこで観光案内を受け、買い物、休息をするのか尋ねます。
- ④ 浦の浜漁港に県の整備した臨時駐車場があるがトイレの計画がない。観光客はどこで用を足すのか。
- ⑤ 亀山中腹に駐車場を新設する計画があるがトイレが仮設です。どうして本設にしないのか尋ねます。
- ⑥ 現在大島にある公衆洋式トイレは環境省が整備した田中浜、小田の浜の2か所で、男子各2、女子各3しかありません。そして現在この2か所には隣接した駐車場はありません。このまま開通を迎えるのか。

現在、ウエルカムターミナルに隣接した民間商業施設が計画されており、完成予定は4月末とのことです。それと同時にトイレも完成させるとのことですが、男子1、女子2の小さなトイレです。大型バスの団体客に対応できるのか疑問です。さらに開通は4月早々との話があり、4月末完成予定の民間商業施設とのずれが生じます。観光客はその間島内の店舗で買い物をし、島内各所のトイレを使ってもらうとの答えですが、それで対応できるのか疑問です。道の駅や観光地の多くは駐車場、トイレ、物販施設がセットになっており、その良し悪しで来客数が違ってきます。大島では橋の開通時にそれらがそろった場所がないのです。

県が整備した浦の浜漁港臨時駐車場ですが、亀山山頂までのシャトルバス運行に際し、ここがスタート地点になる計画もあります。しかしトイレの計画はありませんでした。今回仮設のトイレを設置するとの答えを得ましたが、数が未定です。ここは300台の駐車スペースがあり島内最大の広さがあります。樺マラソンやツールド東北にも活用できる場所として、市は施設や活用方法をより考慮すべきと考えます。

亀山中腹に駐車場をつくるのが6月に決定しました。震災前までは頂上までの交通手段にリフトがありましたが、現在は廃止され復活する計画はありません。頂上には駐車場をつくるスペースがありませんので中腹に駐車場をつくることになったのですが、来春までに造成しなければならず、工事の関係で本設ではなく仮設トイレとなりました。亀山からの眺望は気仙沼市にとって大きな観光資源です。頂上レストハウスのトイレを洋式に改装し古い公衆便所は撤去するとのことですが、大型バスはここでストップとなりますから、観光客はこの中腹の駐車場で降車することになります。本設のトイレは来年度予算で考えるとのことですが、頂上までの遊歩道整備計画のこともあり、基地となるようしっかりと整備すべきと考えます。

大島には公衆洋式トイレは環境省が整備した小田の浜と田中浜にしかありませんが、現在この2か所には隣接する駐車場がありません。今年度中に小田の浜には隣接した場所に駐車場が出来るとのことですが、田中浜は来年度以降になるとのこと。そして龍舞崎にあらたに駐車場を増設し、トイレを洋式に改修するとの計画も本年度中に実施することになりました。さらにふれあい広場も洋式に改修すべきと考えます。

以上、今回の一般質問の要旨と考えを述べました。気仙沼市は今年度になり、あわてたようにいろんな施策を講じるようになりました。しかしまだまだ足りません。橋の開通に間に合わず、これからも対策を講じなければならないことが次々と出てきます。私はこれまで県や市に島民の要望や大島の受け入れ態勢についていろいろと訴えてきました。しかし行政はなかなか簡単には動きません。橋の開通によって大島が、そして気仙沼市が発展するよう、これからもあきらめずに行政に働きかけていく所存です。

議案第21号に対する反対討論

私は、議案第21号気仙沼市債権管理条例制定について、反対の立場で討論します。

平成29年度決算見込みで債権(未収金)は16億4千万円、滞納者数は延べ1万6千人以上おります。債権の種類は市税、各種保険料、ガス水道料金、医療費、給食費等々47種類、そしてそれを徴収する部署は20部署に分かれています。市は平成30年度に税務課収納係と保険課国保収納係を統合し、税部門の徴収一元化を行いました。31年度も保険料の徴収部門の統合を検討しているとのこと。この方向は間違っていないと思います。

私がこの条例制定に反対するのは順番が逆だからです。条例制定より先に20部署に分かれている徴収部門を統一し、徴収専門の部署と具体的な徴収マニュアルをつくったうえで条例を制定すべきと考えるからです。本市において債権管理が統一されておらず、人事異動によってノウハウが蓄積されず、担当者間の情報共有がないといった課題を市当局は認識しているのであれば、まずその課題をいかに解決するかが先です。具体的な徴収マニュアルをつくらず条例だけを制定したのでは債権を減らせません。条例第16条に債権放棄の7項目があります。「①著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難と認められる場合」とありますが、誰がどのような基準で認めるのか明確ではありません。「②私債権の時効期間が満了した場合」とありますが、担当者が督促を忘れたら時効になります。そして放棄され時効になった債権は議会に報告されるだけという条例です。このように今回上程された条例は不備な内容で、これでは市民負担の公平性は確保できず、債権回収の実が上がるのか疑問です。現に6670万円は時効になり、市税の不能欠損は2500万円にもなります。

条例より先に債権回収や債権を増やさないための対策を講じなければ、放棄される債権が増え、市の実収入は減ることになりかねません。以上の事由で反対討論とします。